

<翻訳>

イ テ ジン
**李泰鎮「1905年の『保護條約』に対する
高宗皇帝の協商指示説批判」(上)**

**Did the Emperor Gojong Order Negotiations for the
Conclusion of the “1905 Convention”? (I)**

邊 英 浩 [訳]

PYON Yongho

解題 本翻訳は李泰鎮「1905年〔保護條約〕에 대한 高宗皇帝의 協商指示説批判」『歴史學報』（第185輯 別冊、韓国歴史學會、2005年3月）の全訳である。李泰鎮（Yi, Tae-Jin 韓国：ソウル大学人文学部教授）は1990年代初めより、日本が大韓帝国の國權を奪っていく過程での諸條約に関する第一次史料を検討する中で格式の誤記、批准の欠如、皇帝の署名の偽造などを発見し、当時の韓国皇帝は条約に同意しておらず、それが文書要件の瑕疵として現れているとして、1905年の日韓保護條約、1910年の日韓併合條約は成立していない、と主張してきた。その研究の全貌は李泰鎮『東大生に語った韓国史－韓国植民地支配の合法性を問う－』（鳥海豊訳、明石書店、2006年）を参照されたい。李泰鎮の主張は『世界』650・651号（1998年7、8月号）に紹介され、以来日韓の間で、有効無効論争が巻き起こり、2001年より韓国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、米国、英国、ドイツなどの国際法と歴史学の学者たちが参加して「『韓国併合』の歴史学的・国際法学的再検討フォーラム」が継続して開催され、2008年に終了予定である。この国際会議の経緯・概略は康成銀『1905年韓国保護條約と植民地支配責任』（創史社、2005年）第一章を参照。

国際法の観点からのこの論争の主たる論点は、合法説を主張する坂本茂樹「日韓は旧條約問題の落とし穴に陥ってはならない」『世界』652号（1998年9月号）とそれへの批判である笹川紀勝「日韓における法的な「対話」をめざして」『世界』663号（1997年7月）から知りうるので参照されたい。

歴史学的観点からの論争の白眉は合法説を主張する原田環「第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗」（『青丘学術論叢』24集、2004年5月）と海野福寿「第二次日韓協約と五大臣上疏」（『青丘学術論叢』25集、2005年3月）とそれへの批判である李泰鎮の本論文である。原田環は、韓国側の重要な年代記に記載された1905年12月16日付の「五大臣上疏文」に、韓国皇帝が大臣たちに条約締結の協商を指示した事実が明確にされており、この上疏文の内容に対して高宗皇帝は何らの異議を唱えずに批答を下したのであるから、事実として認めなければならないと主張した。海野福寿も同様の主張をしている。

李泰鎮はこの点に関する諸史料の検討を本論文で行ったが、その前提が康成銀の史料発掘である。康成銀は、「伊藤博文復命草案」を捜し出し、もともとの草案では「韓国皇帝は今回の条約の提案に同意していないかった」という趣旨の箇所が、事後に「韓国皇帝も終に今回の提案にやむをえず同意した」という趣旨に書き換えられていたことを実証した。李泰鎮は、現在伝わっている日本側の公式的な関連記録は事実を正反対に歪曲し、韓国皇帝が韓国の将来のためには条約に同意することが賢明であるという判断の下に交渉を指示したと修正した後、関連文書の全ての記述をこれに合わせて作成し、また韓国側の王朝関連記録は当時すでに実質的に日本側が記録を作成するようになっており、「五大臣上疏文」の内容も日本側の

記録と一致するようにし、条約締結の責任を五大臣が逃れ、高宗皇帝に転化するようにしたものであると主張している。

はじめに

1905年11月17～18日の両日に強行された、いわゆる乙巳保護条約、第2次日韓協約に対するウルサ^{ウルサ}保証条約は、第2次日韓協約に対しては有効、無効の見解が対立している。無効説は、この条約が国家主権の変動に関する事項であるのに、日本側が強制した結果として協商を委任する全権委員委任状と条約文に対する批准書が揃っていないということ、そして韓国側の代表、または政府に対して強制的な圧力を加えた事実が厳然としていること、などを根拠としている。これに対して有効説は、この条約は初めから「批准を必要としない国際的約束」であり、代表への強制も時際法上、国家に対する脅威は除かれるため、当時の脅威が国家に対するものなのか、代表個人に対するものなのかを区別することが容易でないために、これを適用しにくいということなどを根拠としている。前者〔無効説：訳者註〕は韓国側の伝統的な説であるが、最近、李泰鎮が文書要件上の問題点を中心に一層強化しており、後者〔有効説：訳者註〕はこれに対する批判で海野福寿、坂元茂樹教授がそれぞれ主張しているものである¹。

李泰鎮は、海野教授の主張に対して再び「批准を必要としない国際的約束」は日本政府が決めたことかもしれないが、国際的に通用するものではなく、日本との国際的約束はいかなる場合においても、相手国である韓国（大韓帝国）の条約締結法においても受容されるものであってこそ、合法性が認められるのであると批判した。大韓帝国では、外国との条約締結は必ず議政府会議で可決した後、中枢院と皇帝の承認を得る手続きを経なければならないという規定があったことを、その証拠として挙げた。そして、坂元教授の解釈に対しては、李根寬教授と笹川紀勝教授が、当時の時際法の有力な理論である国家有機体説は、国家に対する脅威と代表に対する脅威を同一視したと指摘し批判した。

ところで、原田環教授は最近、韓国皇帝の協商指示説（以下「協商指示説」と略記）を提示して有効説を強化した。原田教授はこの説を2001年11月、ハーバード大学での会議で初めて提示した後、2004年に至って正式に論文として発表した²。すなわち、韓国側の重要な年代記（『高宗皇帝実録』『日省録』『承政院日記』など）に記載された1905年12月16日付の「五大臣上疏文」にその事実が明確にされており、この上疏文（国王・皇帝に文書で意見を述べること：訳者註）の内容に対して高宗皇帝は何らの異議を唱えずに批答（上疏に対する国王・皇帝の回答：訳者註）を下したのであるから、事実として認めなければならないと主張した。高宗皇帝の協商指示説は他の論者によっても消極的に言及されたことがあるが、原田教授はこれを单一論文を通して、有効説の根拠として強く提起した。この主張が妥当であるならば、無効説は根拠を失うことになるため、その真偽に対する厳密な論証が必要である。

第一章 協商指示説が根拠とする韓国側史料の関連内容

原田教授が1905年の条約協議の経緯に対する史料として提示したものは、次のとくである。

< 1 >日本側資料：『日本外交文書』第38－1 収録

- (1) 「伊藤特派大使復命書」中の第2号筆記「伊藤大使内謁見始末」
(249頁、付記1、12月8日付)
- (2) 11月16日「伊藤特派大使韓国大臣元老談話筆記」(240頁)
- (3) 12月8日付「伊藤特派大使復命書」中の第4号筆記
「日韓新協約調印始末」(付記1)
- (4) 「日韓協約調印事情報告の件」(268頁)

< 2 >韓国側資料：光武9年（1905年）12月16日付の「五大臣上疏文」

- 『承政院日記』(正確には『秘書監日記』国史編纂委員会(以下「国史編委」と略記)刊行本、高宗15、590～592頁)
『高宗皇帝実録』(国史編委刊行本、下、414～416頁)
『日省録』(ソウル大刊行本、550～553頁)
『駐韓日本公使館記録』(24冊、国編委刊行本、1998年)
機密 第174号 一進会動向、五大臣上疏、英親王近況に関する件 (ヨンチングワン 239頁)
機密 第259号 五大臣上疏文奉呈に関する件の別紙上疏文 (490～492頁)

原田教授が提示する「五大臣上疏文」は、< 2 >の韓国側資料の全てに掲載されている。『駐韓日本公使館記録』にも機密259号として全文が掲載されており、共に根拠となる史料として提示された。そして、< 1 >の日本側資料の復命書のうち、該当する事実が多く言及されたものを共に提示した。このうち、(3)「日韓新協約調印始末」(以下「調印始末」と略記)は、後述するように「五大臣上疏文」と類似の内容が最も多く含まれている。

原田教授は、3つの韓国側資料のうち、『日省録』をテキストとして選定し使用すると明らかにした(149頁)。『日省録』は君主の「公的日記」なので、ここに収録された資料は皇帝が直接目を通して収録した証拠となる可能性が高いことをその理由として挙げた。

『高宗皇帝実録』は、1919年に高宗皇帝、1926年に純宗皇帝がそれぞれ薨去した後、1927年から1935年の間に『純宗皇帝実録』と共に編纂された。主管処は李王職とされたが、実際は朝鮮総督府が主管したも同然であった。李王職次官であった篠田治策(委員長)、京城帝国大学教授の小田省吾(監修委員)などが編纂事業を主導した。そのため、原田教授もこれをテキストとして用いる場合、日本の影響が及んでいる可能性が疑われるという点を勘案して、これをテキストとして採用しなかった。

上の3つの韓国側資料に掲載された「五大臣上疏文」の内容を比べてみると、『高宗皇帝実録』に掲載されたものは『秘書監日記』(『承政院日記』)のそれとまったく同じである。ほとんど漢字も異なることなく、そのまま転載したといつても良いほどである。一方、『日省録』に掲載されたものには字句に加筆や削除がある。一般的に『承政院日記』に比べて『日省録』には多くの省略と略記を見出すことができる。『日省録』は、伝統的に事実の核心部分を君主が容易に把握することができるようにするため、省略の形式を取る場合が多かったという³。省略があるからといって歪曲が意図されていたとか、内容上の差異があるというわけではない。結局、3つの資料に掲載された「五大臣上疏文」の内容は、お互いの間に差がない。この諸資料のなかで、全資料が共に言及している韓国皇帝の協商指示の部分を整理すると、下記のごとくである。

(1) 17日午後、大臣たちが日本公使館を出て慶運宮^{キヨンウンゲン}（当時、高宗皇帝が居住した宮殿：訳者註）に来て君臣が共に対策を熟議した時

(ア) 大臣等が公使館での問答の経緯を報告した後、此の後の対策を訊ねる陛下の問い合わせに対して、大臣等は絶対に承諾することはできない（断不可）という旨を御答え申すと、聖教（陛下：訳者註）は「しかしながら、感情的にさせることはできない。今は、柔軟に対処するのが良いだろう（姑緩之可）と言いました。

(イ) 臣下の李完用^{イワニヨン}が、また提議しました。「臣があらかじめ対策を立てようと言うのは、他でもありません。もしやむを得ず（条約締結を）認めるようになれば、この条約の条文の中にも、加筆や削除などの修正ができる非常に重大な事項があるため、適当な時期に損得を計算するようにしなければなりませんし、決してその現場で苦し紛れに行うことはできないということです」と言った時、陛下（聖教）が「伊藤博文大使も言っているが、今度の条約の条文に対して、もし字句を加えるとか直そうと思えば当然協商する道があるであろうが、万一、全面的に拒絶しようとするならば、隣国間の良い関係を保つことは恐らくできないであろうと言われた。これを推し量れば、条約の字句を状況に応じて上手く変えることは望めそうなので、学部大臣の言葉は非常に妥当である」と言われました。

(ウ) 陛下が、「それならば、この条約草案はどこにあり、その中でどの部分を直すのか」と言いました。李夏榮^{イハヨン}が、大使が与えた条約文を懷中から出して、その席で陛下に差し上げました。臣下の李完用^{イワニヨン}が出て言いました。「臣の愚見としては、この条約第3条の統監の下に外交という二つの文字をはっきりと言っておりませんが、これが後日、とてつもない憂患の原因になると思います。また外交権を返還するかどうかは、我が国に実際に力があるのかないのかにかかっているといいますが、早く返還するか遅く返還するかということに対しては、今その期限を無理に決めることはできませんが、曖昧にして見過ごすことはできません」。陛下はこう言されました。「そうである。私も直さなければならぬことがあると思うが、序文の文中の「全然自行」という四文字の字句は削除しなければならない」。

(エ) 権重顯^{クオンジュンヒョン}が、「日本の天皇の親書に示された内容のように、私たちの皇室の安寧と尊厳に少しも損傷を与えないと謳った一条目を作成するようにしましょう」と提案した時、陛下が「それは、なるほど、もっともだ。農商工部大臣の言葉はまことに良い」と言われました。

(オ) この会議が終わる頃、八人（八大臣：訳者註）が同様に、これはあくまであらかじめ対策を立てる準備に過ぎないものであり、日本の大使に会っても「不可の二文字で断る」と言った時、陛下は、「しかし、先ほど既に私の意向を述べたので、良いように取り計ることが正しいであろう」と言われました。

(2) 御前で対策会議を終えて退いた八人が、休憩室に集まって日本側と対面した時

(ア) 日本公使が御前で開かれた会議の決定を問い合わせた時、韓圭嵩^{ハンギュソル}が答え、「我が皇帝陛下は協商して良く処理（協商妥弁）せよという意向で指示（教）をしましたが、私たち八人は皆反対する意志を重ねて申し上げました」と言いました。

(イ) 少し後に伊藤博文大使が長谷川軍司令官と共に急ぎ到着した後、大使が宮内大

臣李載克に陛下の接見を要請すると、李載克が持ち來たった回答は、「朕は、すでに各大臣らに協商し良く処理（協商妥弁）することを許可したし、また今は咽喉が痛くて接見することができないので、須く良いように協商（好様協商）するように」というものでした。

(ウ) 伊藤大使は……ただちに、李載克に次のような言葉を伝達してくれと要求しました。「交渉して良く処理せよ、という陛下の指示を既に受けたので、各大臣等に意見を聞いたところ、彼らの論議は一様ではないが、その実際のところを推し量ってみると反対すると断定することはできません。その中で、反対すると確かに言った人は、ただ参政大臣と度支部大臣だけです。主務大臣に指示を下し、早く調印して下さるよう願います」……まもなく、李載克が帰ってきて、「協商問題に属する以上（既係協商則）、うんざりするような煩雜なものにする必要はない（不必支煩）」という陛下の指示を伝え、また李夏榮に、「^{1ハヨン}条約文の中で加えたり削ったりする個所は、法部大臣が必ず日本大使や公使と交渉して正しいものにするのが良い」という陛下の指示（聖勅）を伝えました。

(エ) 日本の大天使が直接自分で筆を執って、臣たちが言うことに従って条約草稿を修正し、直ちに陛下に捧げて報告するようにした際、陛下は、我が国が富強になつた後にはこの条約は無効にならなければならないので、そのような意味の字句を別に添付しなければならないという問題について、陛下が再び指示し、大使がまた自分で直接筆を執り、さらに書き加え、再度、陛下が見るようにし、それで結局、調印となりました。

以上の内容によれば、高宗皇帝は8人の議政大臣らが継続して反対意見を示したにも拘わらず、日本側との感情的な対立を避け、「協商妥協」せよという意向を重要な場面ごとに披瀝したばかりでなく、文案の修正までをも主導し、その結果として調印に成功したという結論が導き出される。原田教授は、この内容をそのまま採用して協商指示説を強く主張した。さらに一步進んで、この上疏文に対する皇帝の批答は、言及された内容に対する否定的な反応が全くないという点からみて、協商指示説はこれ以上疑う余地がないと評した。

原田教授は、反面、韓国皇帝が行った事後の無効化運動にも注目した。前者〔協商妥弁：訳者註〕の資料だけではなく、後者〔事後の無効化運動：訳者註〕についての関連資料もあまりにも明白であったことから、これを否定することができなかったようである。この高宗皇帝の矛盾した態度に対して、彼は、高宗皇帝を「老練な宮廷政治家」と規定することで理解しようとした。すなわち、現実的に伊藤大使を通して伝達された日本政府の要求を拒否するのは困難であるという状況に対し、「協商妥協」で対応しながら国際的には無効を主張するという、老猾さを發揮したというのである。しかし、このような解釈は、皇帝がこの協約を望んではいなかったが、結果的には容認したという結論をもたらすものである。これは日本側の主張としては大変新鮮な感を与えるものの、実は終局的に、高宗皇帝を責任感のない政治家と規定する可能性を持つものとして、警戒しなければならないものである。記録内容そのものに対する綿密な考証により真偽を繰り分けなければならぬ問題である。

第二章 協商指示説の原出所としての伊藤大使の「奉使記事摘要」「日韓新協約調印始末」

先に日本側資料として提示された1905年12月8日付の伊藤大使復命書（「韓国特派大使伊藤の復命書」）を構成する内容を、もう一度整理すると下記のごとくである。『駐韓日本公使館記録』25に収録された、復命書全体の目録である。

別紙一 「奉使記事摘要」（以下「摘要」と略記）

- 附屬書 第1号 伊藤特派大使 御親翰奉呈始末
- 附屬書 第2号 伊藤大使内謁見始末
- 附屬書 第3号 伊藤大使韓國各大臣及元老大臣ト談話ノ要領
- 附屬書 第4号 日韓新協約調印始末
- 附屬書 第5号 日韓新協約正本及英文
- 附屬書 第6号 韓國經濟ニ關スル意見交換要旨
- 附屬書 第7号 金融救濟ノ方法
- 附屬書 第8号 皇室經費ニ對スル皇帝ノ要求覺書

別紙二 11月28日 午後3時半 伊藤大使 御暇乞ヲ兼ネ内謁見始末

- 附屬書 11月29日 午前9時半 大使各大臣ト會見談話ノ要領

別紙一の「摘要」は、伊藤博文が11月1日、天皇の命を受けた後に韓国で任務を遂行し、12月2日に日本の下関（馬関）を経て東京に帰還するまでの活動の概要を明らかにしたものである。8つの附属書は、韓国での主要活動を件別としてその経緯を作成したものである。別紙二是、条約締結の任務を全て終了し帰国の途につく際に、韓国皇帝と大臣等に最後に会って交わした対話を記録したものである。伊藤博文の当時の肩書は「特派大使枢密院議長正二位大勲位侯爵」となっていた。

韓国皇帝の協商指示説は、「摘要」で大使が11月15日に皇帝に初めて謁見した結果を叙述した部分に初めて現れる。これを引用すると、次のとくである。

「韓國皇帝ニ於テモ終ニ大體今回ノ提案ニ同意セラルルノ止ムヲ得サル所以并ニ之ニ同意セラルル方却テ韓國將來ノ國是ニ副フモノアルヘキヲ悟ラレタルカ如ク本使ニ約スルニ當局者ニ命シテ日本政府ノ提案ニ基ツキ妥協ヲ遂クルコトヲ努メシムヘキ旨ヲ以テセラレ……」

韓国皇帝は、日本側の保護国化協約案が、韓国の将来のために受け入れるのが不可避だという判断のもと、大使に対して、当局者に妥協を成すように努力せよという命令を下すという約束をしたというのである。この真偽を確認するためには、この謁見の速記録である附属書第2号「伊藤大使内謁見始末」の該当部分を見る必要がある。この謁見は午後3時から約3時間半に及ぶ長時間の争論として知られている⁴。

この速記録の中から、協商問題と関連がある部分を引用すると、次のとくである。

「皇帝：對外關係委任ノ一事敢テ之ヲ絶対ニ拒否スルニ非スト雖モ要ハ唯タ其形式ヲ存シ内容ノ如キニ至テハ如何ニ協定セラルルニセヨ斷シテ異議ナキ所ナリ

大使：形式トハ如何ナル意味ナルヤ（陛下 使臣往來ノ事例ノ如キ是ナリ）凡ソ外交ニハ形式内容ノ區別アルモノナルヤ……

陛下：雖然事重大ニ屬ス朕今自ラ之ヲ裁決スルコトヲ得ス朕カ政府臣僚ニ諮詢シ又

一般人民ノ意向ヲモ察スルノ要アリ。

大使：貴國ハ憲法政治ニアラス萬機總テ陛下ノ御親裁ニ決スト云フ所謂君主專制國家ニアラスヤ而シテ人民意向云云トアルモ定メテ是レ人民ヲ煽動シ日本ノ提案ニ反抗ヲ試ミントノ御思召ト推セラル……

陛下：否否決シテ左様ナル意味ニアラス（陛下ハ頗ル狼狽ノ御模様ニテ）又敢テ直接民論ヲ聞カントノ意ニ非ス我國ニ中樞院ナルモノアリ重大ノ事ハ一應其意見ヲ徵スルノ制ナリ故ニ朕カ政府ニ諮詢ルト同時ニ之ニモ亦諮詢セムトノ意ニ過キス。

大使：陛下ハ今夜直ニ外部大臣ヲ御召シアリテ林公使ノ提案ニ基キ直ニ協議ヲ纏メ調印ノ運ヒニ取計フヘキ旨勅命ヲ下サレタシ。

皇帝：兎モ角モ外部大臣ヘハ交渉妥協ノ途ヲ勉ムヘキ旨ヲ達スヘシ。」

上記の対談中、「摘要」でいう皇帝の協商指示の約束に該当するのは、「兎モ角モ外部大臣ヘハ交渉妥協ノ途ヲ勉ムヘキ旨ヲ達スヘシ」と言った部分である。ところで、これをそのまま受け入れる前に、上記の対話の骨子を整理してみる必要がある。対話の重要な事案は、(1) 外交権委託のような重大事は皇帝自身も決して一人で決定することができない問題であるということ、(2) 使臣往来、すなわち公使交換制度を存置するようにすれば、それ以外の内容に対しては協商するようにする、というものであった。(1) は、このような重大事を決定しようとすれば、必ず政府大臣会議の議決とこれに対する中枢院の同意・諮詢という過程を必ず経なければならないということである。そして、(2) は各国との公使交換の制度を保障するという条件で、主務大臣に協商を指示してみるという意味である。韓国皇帝のこのような意思是、もちろん伊藤大使に受け入れられなかったが、具体性を有した代案という点で注目される。

大韓帝国の1904年（光武8年）3月改訂の「議政府官制規定」（1896年9月設置、1898年6月初改訂）によれば、国際条約及び重要な国際条件は議政府会議を経た後、皇帝に上奏して裁可を請わなければならない事項であった（第8条4項）。そして、同じ時期に制定された「議政府会議規程」第6条の会議手続きによれば、ある国際条約が議政府会議に回附されて論議を経たならば、議政と主任大臣、すなわち外部大臣が経議上奏案を作成して署名し、それに対する皇帝の批旨（上疏に対する国王・皇帝の言葉：訳者註）が出れば議政が次会で朗読して結果を知らせる一方、皇帝が裁可した条約文は御押（国王・皇帝の花押：訳者註）・御璽を押すという手続きを経て、官報を通して颁布するよう規定していた。条約文に対する御押・御璽の捺印は、すなわち批准書作成の手続きに入していくことを意味する⁵。そして、1899年8月改訂の「中枢院官制」は、議政府が法律の制定・廃止と改訂の時に、中枢院の諮詢を受けなければならないと規定した（第1条）⁶。

中枢院は皇帝推薦の20人、団体推薦の30人で構成される議政府諮詢機関で、軍国に関する重大事は必ずその同意を得なければならなかった。日常的にこのような会議制度の手続きに従って国政を遂行していた皇帝としては、外交権を移譲せよという日本側の要求に直面して、この手続きを想起したのは当然であった。

後者、すなわち使臣往来という「形式」の維持に関する発言は、皇帝が外交権委託の要求を正面から拒否しているとみられる問題である。伊藤大使が「凡そ外交には形式と内容の区別はありえない」と直ちに反発したのは、まさにそうした理解からである。しかし、皇帝の発言は当時の国際外交関係上、根拠を有するものであった。当時、日本政府の条約

問題に多大な影響力を行使していた人物として知られる立作太郎は、「保護国の類別論」(1906年12月)という論文で保護国の種類を甲種保護国と乙種保護国に分類し、その内容を次のように紹介した⁷。

- (1) **甲種保護国**：国際法上の行為能力につきて能保護国（保護を與える国）より制限を受くるも、被保護国が直接に對外関係を維持し、被保護国の外交関係が直接に第三国の外交機関と交渉するを得るもの。具体的には、1876～84年の安南、1884～1902年のトランスバール（現南アフリカ共和国の東北部：訳者註）。
- (2) **乙種保護国**：能保護国が對外関係につき被保護国を代表し、被保護国の外交機関が直接に第三国の外交機関と交渉することなきもの。具体的事例は1905年以後の韓国、1885～1896年のマダガスカル、1884年以後の安南、1881～1884年のトランスバール。

韓国皇帝の発言は、すなわち上の分類中（1）の事例を意識して、日本の要求がこの線で止まるならば、その提案に対して協商を進行させてみる、という意味に解釈される。この見解は、単に皇帝ばかりではなく、伊藤大使が会った他の大臣からも出された。1日後の11月16日午後4時、伊藤大使が韓国側の各大臣と元老大臣（参政・韓圭高、内相・李ジョンシヨン、法相・李夏榮、学相・李完用、農相・權重顯、軍相・李根沢、度相・閔泳綺、前参政で現經理院長・沈相薰）などを宿所に招待して談話した際、韓圭高参政と農商工大臣權重顯が、韓国の独立が「形式上なりとも其名を保全したき希望なり」と言ったのであるが⁸、これは上記のものとほぼ同じ意味と解釈される。

韓国皇帝と伊藤大使の面談は3時間半以上もかかったし、韓国皇帝の要求は懇切ながらも容易に折れなかつたいう。そして、日本側復命書でも「兎モ角モ外部大臣ヘハ交渉妥協ノ途ヲ勉ムヘキ旨ヲ達スヘシ」という言葉とともに、その手続きと関連して「（大使ハ林公使ヲシテ）韓國外部大臣ニ提出セシメラルトノ事ナレハ外部大臣ハ公使ト交渉ヲ重ネ其結果ヲ政府ニ提議シ政府ハ其意見ヲ決定ヲシタル上朕ノ裁可ヲ求ムルニ至ルヘシ」という発言を伊藤大使の耳元に残すこととなつた⁹。

このような争論的な状況に照らしてみると、先述の「摘要」で「本使ニ約スルニ當局者ニ命シテ日本政府ノ提案ニ基ツキ妥協ヲ遂クルコトヲ努メシムヘキ」と状況を整理したのは、非常に不公平なものであった。

康成銀は、「摘要」のこの記述が、事實を正反対に捏造したものであったという点を実証的に明らかにした。すなわち、彼は日本の国会図書館憲政資料室に所蔵されている「都筑馨六関係文書」を調査し、ここから復命書の草案である「伊藤博文復命草案、明治38年12月8日」を搜し出した。そして、この草案には上の引用部分が、もともと「韓國皇帝ニ於カセラレテモ大體今回ノ提案ニ同意セラルルニアラザレバ」と書かれていたのに、「…ニアラザレバ」の上に赤い線を引き、（韓國皇帝ニ於テモ終ニ大體今回ノ提案ニ同意セラルル）ノ止ムヲ得サル所以」と書き換えていたことを確認した¹⁰。当時、都筑は枢密院書記官長で、枢密院長で特派大使となった伊藤博文の秘書長格であった。彼は伊藤大使に随行して韓国に来て、任務を終了した後には復命書を直接作成した人物である¹¹。第一線の実務の責任者といえる彼の復命書草案の初めに、「韓國皇帝ニ於カセラレテモ大體今回ノ提案ニ同意セラルルニアラザレバ」と記述したことは、状況を正しく伝えているのである。現在伝わっている日本側の公式的な関連記録は、結局、皆この事實を正反対に歪曲し、韓国皇帝が韓国の将来のためには同意することが賢明であるという判断の下に交渉を指示し

たと修正した後、以下の附属書等の全ての記述を、これに合わせて作成したのであった。

11月17日の1日に起こった状況は、附属書第4号「日韓新協約調印始末」（以下、「調印始末」と略記）として整理された。表1は、この記録で韓国皇帝の協商指示にあたる記述を抜粋し、韓国側の記録である『日省録』『秘書監日記』などの「五大臣上疏文」の内容と比べてみたものである。

表1. 韓国皇帝協商指示説、並びに字句修正要求説の関連記録の比較表

状況 (11月17日 午後8時以後)	「日韓新協約調印始末」(日本側)	「五大臣上疏文」 (韓国側番号は本論文156～ 157頁の整理順番)
(1) 伊藤大使の現場到着時の林公使の現況の大要陳述	○皇帝ハ再三圓満ニ妥協ヲ遂ケヨトノ勅命ヲ下サレタルニ拘ハラス各大臣ノ意見ハ終ニ之ヲ拒否スル	○韓圭嵩；我が皇帝陛下は協商して良く処理（協商妥弁）せよという意向で指示（教）をしましたが、私たち八人は皆反対する意志を重ねて申し上げました」と言いました。 (2) - (ア)
(2) 伊藤大使が宮内大臣を通して伝達した再謁見を要請した奏聞	○一昨日（15日）内謁見ノ際我提案ニ對シテ大命ヲ政府ニ下シ當局大臣ヲシテ速ニ妥協ヲ遂ケシムヘシトノ勅命ヲ拜シ退タ。	
(3) (2) の再謁見要請に対して韓國皇帝が宮内大臣を通じて出したという勅答	○朕ガ政府大臣ヲシテ商議妥協ヲ遂ケシメントス卿冀クハ其間ニ立チ周旋善ク妥協ノ途ヲ講センコトヲ。	○朕が、すでに各大臣らに協商し良く処理（協商妥弁）することを許可したし、また今は咽喉が痛くて接見することができないので、須く良きよう協商（好様協商）するようというものでした。李載克がまた參政以下各大臣に向って聖旨を傳布した。(2) - (イ)
(4) 參政大臣韓圭嵩が協商の勅命があっても予は之を拒むと發言した後の状況	○伊藤大使；陛下ハ勅命ヲ各大臣ニ下シ妥協ヲ遂ケヨトノ御沙汰ナル各大臣ハ無責任ニモ之レカ妥協ヲ拒ミ、…此際陛下ハ直ニ大命ヲ當局大臣ニ下シ断シテ本協約案ニ同意シ速ニ調印ヲ了スヘシト命セラル…	(大使が韓參政に開議を要請し、是に於いて韓參政は朴外相に向って其の賛否の意見を問う)

(5) 伊藤大使、八大臣の意見を問うた後、その結果を宮内大臣を通じて入奏した後の状況	<p>○内閣大臣中韓、閣両大臣ヲ除キ他ハ總テ異議ナシ…二三大臣中修正ノ希望アリ此顛末ヲ先ツ入奏セラレヨ</p> <p>○第一條ノ「全然自ラ」ヲ削除センコトノ法相李夏榮ノ提議ヲ容レテ之ヲ削除シ又新ニ「第五條日本國政府ハ韓國皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保證ス」トノ一條ヲ加ヘンコトヲ</p> <p>○協約大體ニ其有效年限ヲ附記センコトヲ二三大臣中提唱シタルモノアルモ林公使ハ固ク執テ之ヲ許容レス。</p> <p>○於是右修正約案ヲ携へ李宮相ノ要求ニ由リ内閣大臣中一名ヲ同伴シテ入奏スルコトナリ李内相同道内殿ニ入レリ。</p> <p>○李内相李宮相出来リ陛下ハ修正案ヲ満足ニ思召シ裁可ヲ與ヘラルヘキノ所今一個條陛下ノ御希望トシテ韓國カ富強ヲ致シ其獨立ヲ維持スルニ足ルノ實力ヲ畜フルニ至テハ此約案ヲ撤回スル旨ノ字句ヲ插入センコトヲ特ニ大使ニ懇望セラルルトノ御沙汰ニ基キ大使ハ自ラ筆ヲ執ツテ協約書ノ前文中ニ「韓國ノ富強ノ實ヲ認ムル時ニ致ル迄」ノ文字ヲ加ヘ、</p>	<p>○大使、反対は二人だけという結果を入奏せられて、しばらくして後宮内大臣李載克が帰って来て、「協商問題に属する以上、うんざりする煩雑なものにする必要はないという陛下の指示を傳えた。また李夏榮に「條約文の中で加えたり削ったりする個所は、法部大臣が必ず日本大使や公使と交渉して正しくするが良い」という陛下の指示（聖勅）を傳えました。（2）—（ウ）</p> <p>○臣 坊鎔、重顯、完用、根澤、泳綺、及び夏榮等は字句の加筆削除を施す箇所を弁論したことがある。…その時折しも議論が大臣たちの間で紛糾していたが、少し静まった時、大使が直接自分で筆を執って、臣たちの言うことに従って條約草稿を修正し、直ちに陛下に捧げて乙覽するようになり、全て洞燭を受けた。</p> <p>○また、陛下が、我が国が富強になった後にはこの條約は当然無効にならなければならぬため、そのような意味の字句を別に添付しなければならないという問題について指示すると、大使がまた自分で直接筆を執り、書き加え、再度、陛下の乙覽を経て、結局、調印となりました。</p>
(6) 調印が終わり大使が退出しようとする際	<p>○皇帝ハ特ニ宮内大臣ヲシテ左ノ勅語ヲ傳ヘシメラル「今新協約ノ成立ヲ見ル両国ノ爲メ賀スヘシ朕病體ヲ以テ疲勞ヲ覺ユ是レヨリ寢ニ就カレヨ卿亦老體ノ軀ヲ以テ深更ニ及フ嘸ソ疲勞ヲ感センアラン還ツテ速ニ寢ニ就カレヨ</p>	

上記の表によれば、状況（1）～（4）で韓国皇帝の協商妥協指示説が繰返し強調された。当日（17日）の現場指揮は林公使が担当したが、午後7時30分頃まで成果がみられずにいると、長谷川司令官の居所（大觀亭：駐箚軍司令部兼用、園丘壇前所在＜大觀亭は現在の小公洞、ウェスチン・チョソンホテル付近にあった：訳者註＞）で待機中だった伊藤大使が現場に来て、直接指揮し始めた。彼は、まず林公使からおおよその現況の説明を受けた後（1）、皇帝への再謁見を要請した（2）。この過程で表れた二人の発言は、専ら韓国皇帝が円満に妥協せよという交渉指示を一昨日（15日）の謁見の際に下したこと前提にしている。先述の復命書草案の検討によれば、この前提は初めから歪曲されたものであり、伊藤大使が現場で皇帝再謁見を要請したのは、あくまでも過日のようにまた圧力、脅迫を加えようとする意図から試みたものであった。したがって、以後に出された皇帝の勅答（3）も、記述通りには受け取りがたいのである。

ところで、その（3）の勅答についての記録は、「調印始末」と「五大臣上疏文」との間に違いがある点に注目する必要がある。すなわち、両者は皆、「商議妥協」「協商妥弁」という類似の字句を用いているが、「調印始末」には「五大臣上疏文」に無い内容として、皇帝が「卿冀クハ其間ニ立チ周旋善ク妥協ノ途ヲ講センコトヲ」と指示したことが記されていた。「五大臣上疏文」には、この記述が無い代わりに皇帝の聖勅が出た過程と、その命を奉じて行うことに対する経緯が細かく描写されていた。すなわち、宮内大臣（李載克）が伝えた聖勅は、皇帝が咽喉が痛くて接見が不可能であるから、「須く良いように協商するように」というものであったし、宮内大臣はこれを韓圭高参政以下の大臣たちにも伝えたことになっている。この聖勅に依拠して伊藤大使は韓参政に開議を請い、韓参政が各大臣たちに意見を述べてみよと言つて会議が始まった後、伊藤大使が各大臣たちの意見を順に問い合わせたという経過をたどった。各大臣の意見に対する賛否の判定に関する記述では、伊藤大使の甚だしい独断を感じさせる部分がほとんどである。「五大臣上疏文」のこの審問条の問答に関する部分の要点を紹介すると、下記のごとくである。

「大使：各大臣は御前であった会議の経過だけをいうのがいいと思います。私が一回聞いてみようと思います。参政大臣はなんと提議しましたか。

韓圭高：^{ハングュソル}私は「反対する」ということだけを申し上げました。

大使：何のために「反対する」と話したか、説明すべきであります。

韓圭高：説明する必要はありません。ただ、反対だけです。

次に、外部大臣に、どのように話したかを聞いて見た。

朴齊純：^{ハクチエスン}これは命令ではなく、取りもなおさず交渉であるから、賛成とか反対はありえません。私が現在、外部大臣の責任を負っているのに、外交権が委譲される状況で、どうして敢て賛成するといえますか。

大使：既に「協商して良く處理せよ」という陛下の指示があったのに、どうして命令ではないですか。外部大臣は賛成する側ですね。

閔泳綺：^{ミンヨンギ}わたしは反対です。

大使が「絶対反対であるか」と聞いて見ると、「そうです」と答えると、大使は、「そうすると、度支部大臣は反対する側ですね」といった。

李夏榮：^{イハヨン}昨年、締結した議定書と協定書があるのに、今、再びなぜ「外交権を渡せる」というのですか。わが國の根本に關わる重大な問題であるから、承諾できま

せん。

大使：それにしても、もう情勢と形勢を知っているというから、これもやはり賛成する側ですね。

李完用：さきほど前の接見席上では、いろんな状況を申し上げただけであり、最後まで「賛成する」という話はしませんでした。

大使：直すべき所は、直せばいいから、これも賛成する側ですね。

權重顯：私は接見席上で、陛下を面対した時、大體、學部大臣と同一の意見でした。ところが、一つ異なった意見があったのは、すなわち、皇室の尊嚴と安寧に対する文句でした。しかし、賛成と反対という二つの文字の間で、忠臣と逆賊とにただちに区別されるため、參政署理の意見を聞いている所では、「反対する」と一言で断言しました。

大使：皇室の尊嚴と安寧等に対する文字は、やはり補うべき文句ですから、これもやはり賛成する側です。

李根澤：私も接見席上で、學部大臣と同様の意見でしたが、意見を問いただす所では、忠臣と逆賊に分けられるので、農商工部大臣と全く同一の意味で話しました。

大使：それならば、これも賛成する側です。

李址鎔：私もやはり接見席上で學部大臣と同じ意見でした。また、私が昨年の春、林權助公使と議定書を締結しましたが、この條約の條文の中に獨立を鞏固にし、皇室の安寧を保ち、領土を保存するという明白な文句があるため、實は初めからこの問題に對して可否を聞いて見る必要もないのです。

大使：これも、やはり賛成する側ですね。

大使：（李載克を通じて皇帝に申し上げた時）「反対する」と明確に言った人は、ただ、參政大臣と度支部大臣だけですね。主務大臣に指示を下して、早く調印することを望みます。」

この問答は、「調印始末」にも、ほぼ同様の内容が収録されている。ただし、上記では伊藤大使が各大臣たちに直接意見を問い合わせしたことになっているが、「調印始末」には大使が韓參政に各大臣たちの意見を問うように要求し、同意しないと主張する大臣がいれば、自身がその理由を問うという形式を取ったことになっている（158～159頁）。このような食い違いは、すなわち双方が事後に、ある脚本によって各自の立場を整理する過程で起こった失敗と見ることができる。

この協約は、周知の如く、このようにして行われた賛否の審問により、8人の大臣のうち6人が賛成という結果が出たことを前面に押し立てて、韓国外部大臣の職印を持って来て捺印し、終わらせてしまったのである。日本側の意図の通りに記述されたものであるにも拘わらず、韓国の大臣たちの返答を賛成の意味に強引に解釈した伊藤大使の処理が、驚くほど武断的であった点は記憶しておかなければならぬであろう。特に權重顯・李根澤・李址鎔の3人は、學部大臣の意見と同じであるとして賛成と判定されたが、実際は、學部大臣李完用の意見は「さきほど前の接見席上では、いろんな状況を申し上げただけであり、最後まで「賛成する」という話はしませんでした」というもので、賛成か反対かはっきりしないものであった。このような錯誤は、この上疏文が眞実を反映したものでは

ないことを証明する一つの傍証である。この審問条の問議が根拠とした聖勅に対する2つの記録のお粗末な記述は、結局、審問を主導した伊藤の武断的な横暴を覆い隠すための事後措置の一つであって、決して真実を語っているとはいえないものである。

「五大臣上疏文」と「調印始末」は、伊藤大使が8大臣の意見を1人ずつ聞いた後、協約の中の字句を修正・追加する段階を記録した個所で、さらに深刻な食い違いを見せていく(5)。条約文に対する修正・追加に対する発議の主体が、お互いに異なっているのである。「調印始末」の場合、伊藤大使が6対2という賛否の結果をまず入奏し、2~3人の大臣が字句の修正を希望しているので、その結果は後で報告するとなっている一方、「五大臣上疏文」は、皇帝が6対2の結果報告を受けて、自ら法部大臣に速やかに日本大使・公使と交渉して条約文の加筆や削除を行うように指示したことになっている。このような食い違いも、かかる重大事案に関する整理においてはありえないことである。そして「五大臣上疏文」は入奏人が宮内大臣一人になっているが、「調印始末」には最終協約文の修正案の報告時には、宮相李載克と内相李址鎔の2人になっているという違いが見られる。後者の場合、宮相の要請で内相を選定して一緒に内殿に入って行ったと、具体的に記述されている。

協約文の前文に「韓国の富強の実を認むる時に至る迄」という字句が挿入された過程についての記述は、両者ともほぼ同じである。「調印始末」は、韓国皇帝が修正案に対して満足しつつも、最後にこの字句を入れることを「懇望」して伊藤大使がこれを自筆で反映させたことになっており、「五大臣上疏文」も、皇帝が改正案を見た後に聖勅によって要求し、伊藤大使が自筆で反映させたことになっている。

ところで、韓国皇帝の懇切な要請によって挿入されたとされているこの字句は、実は、本来日本側の最初の協約準備文案に入っていたという事実が確認され、このような処理自体が脚本に沿ったものに過ぎなかったことが明白に発覚した。

日本政府は、初めから韓国側が保護条約を簡単に受け入れるとは思っていなかった。むしろ、強力な反対を予想して、これに対する対策の樹立に非常に腐心していた。日本政府の閣僚会議は、10月27日、韓国保護条約関連8項目を作成して天皇の裁可を得た。これを引用すると、次のとくである¹²。

- 「一. 大體ニ於テ別紙ノ如キ條約ヲ韓國政府ト締結シ同國外交關係ヲ全然我手中ニ收ムルコト
- 二. 條約成立シタルトキハ發表前ニ英米ハ勿論佛獨政府ヘモ内密ニ通牒シ尋テ發表ト同時ニ公然一ノ宣言ヲ爲シ帝國カ韓國ニ對シ保護權ヲ確立スルニ至リタル理由ヲ述へ併セテ韓國ト列國トノ條約ヲ維持シ韓國ニ於ケル列國商工業上ノ利益ハ之ヲ傷害セサル旨ヲ聲明スルコト
- 三. 實行ノ時機ハ十一月初旬トナスコト
- 四. 條約締結ノ全權ハ林公使ニ委任スルコト
- 五. 特ニ勅使ヲ派シ韓國皇帝ニ御親翰ヲ送ラルルコト
- 六. 長谷川司令官ヘ對シ林公使ニ必要ノ援助ヲ與ヘ以テ本件ノ満足ナル成功ヲ期すべき旨ノ命令ヲ發セラルルコト
- 七. 京城駐屯ノ目的ヲ以テ運送中ノ帝國軍隊ヲ可成本件着手以前ニ悉皆入京セシムルコト

八、着手ノ上到底韓國政府ノ同意ヲ得ル見コミナキ時ハ最後ノ手段トシテ一方韓國ニ向テハ保護權ヲ確立シタル旨ヲ通告シ列國ニ向テ帝國政府カ右ノ措置ニ出ツルノ已ムヲ得サリシ理由ヲ説明シ併セテ韓國ト列國トノ條約ヲ維持シ韓國ニ於ケル列國商工業上ノ利益ハ之ヲ傷害セサル旨ヲ宣言スルコト」

上記の8項目の決議の中で、特に註目されるのは第8項である。到底韓国政府の同意を得ることができない時には、韓国に対して保護權が確立されたと一方的に宣言するというのである。これは協約強制も辞さないという意志を、そのまま表したものであり、実際に進められたことも、これに沿ったものであった。また、1項で言及された別紙の内容は、次のごとくである。

「(別紙)

日本國政府及韓國政府ハ両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主意ヲ鞏固ナラシメシコトヲ欲シ此ノ目的ヲ以テ左ノ條目ヲ約定セリ

第一條　日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ全然自ラ監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

第二條　日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若クハ約束ヲ爲ササルコトヲ約ス

第三條　日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（シヂデントゼネラル）ヲ置ク統監ハ京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レヂデント）ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ并ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第四條　日本國ト韓國トノ間ニ現存スル條約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵觸セサル限り總テ其ノ效力ヲ繼續スルモノトス

右證據トシテ下名ハ各國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ」

この協約案は、林公使が11月16日に韓国政府の外部大臣朴斉純に伝達した、まさにそれである。ところで、注目されるのは、日本の外務省がこれより先、上記の8項目が決定した2日後（10月28日）に小村寿太郎外務大臣の名前で、駐韓日本公使林権助に送った訓令に添付された協約草案は、これとは異なっていたという事実である。まず、訓令の内容から見てみると、次のごとくである。

「日本の對韓國保護權決行のための準備要件の訓令」

- 一. 大體ニ於テ別紙ノ如キ條約ヲ韓國政府ト締結シ同國外交關係ヲ全然我手中ニ收ムルコト
- 二. 右條約締結ノ權限ハ之ヲ貴官ニ委任スルコト
- 三. 特ニ勅使ヲ派シ韓國皇帝ニ御親翰ヲ送ラルルニ付貴官ハ勅使着京ノ上本件ノ實行ニ着手セラルヘキコト
- 四. 長谷川司令官ニ於テモ貴官ノ盡力ニ必要ノ幫助ヲ與ヘ以テ本件ノ満足ナル成效

ヲ期スヘキ様其向ヨリ訓令アルヘキニ付貴官ハ同司令官ト協議シ必要ノ措置ヲ執
ラルヘキコト

五. 着手ノ上到底韓國政府ノ同意ヲ得ル見コミナキ時ハ事情ヲ具シテ訓令ヲ請ハル
ヘキコト」

前の8項目の中から、現地の公使が良く理解して行わなければならない事項を抜粋して送ったのである。この中で第5項は前決議の第8項の強制的に推進する件に関するものであるが、ここでは具体的な代案が隠蔽された。ところで、この訓令に別紙で添付された協約文書には、前のそれとの間に差異がある¹³。

「(別紙)

日本國政府及韓國政府ハ兩帝國ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメムコトヲ
欲シ韓國ノ富強ノ實ヲ認ムル時日ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一條 日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ
全然監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

第二條 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フルノ任ニ
當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ
條約若ハ約束ヲ爲サルコトヲ約ス

第三條 日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（レヂデ
ントゼネラル）ヲ置ク専ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲メ統監ハ京城ニ駐在
シ親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場
及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レヂデンント）ヲ置クノ權利ヲ有
ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行
シ并ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第四條 日本國ト韓國トノ間ニ現存スル條約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵觸セサル
限總テ其效力ヲ繼續スルモノトス

第五條 日本國政府ハ韓國皇室ノ安寧ト尊嚴トヲ維持スルコトヲ保證ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナ
リ」

先の草案と異なる点は、前文に「韓國の富強の実を認むる時に至る迄」という字句が入っていること、そして韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保証するということが第5条に規定されていることなどである。この2つは、先に考察したように、「調印始末」「五大臣上疏文」によれば、韓國皇帝と大臣らの困難な交渉の結果として加えられたものである。これまでには、協約文草案に関する記録は『日本外交文書』のものだけが知られて来たため、それに対するいかなる疑問も提起されなかった。上記の10月28日付の別紙協約文は『駐韓日本公使館記録』が活字本として刊行されたことで、初めて注目を集めようになつたものである（1998年刊行）。

10月28日付の協約文は、事後に最終決定案が誤って転載された状況を仮定することもできる。しかし、この文案のいくつかの単語が決定文と異なることが確認されることから、この仮定も成立しない。第一に、前文中の「韓國の富強の実を認むる時日に至る迄」の「時日」は決定文では「時」になっており、第二に、第一条の中の「全然」は決定文で削

除されている（以上、引用文の中にイタリック体で表示）。したがって、これは原案としての姿、そのままだと認められるのである。

こうしてみると、日本政府は10月27日の閣議決定の時、訓令別紙のような協約文案を作成し、これを韓国政府を相手として実行に着手する際に、一部を削除して『日本外交文書』の協約文の内容に作りかえて提示したのである。言い換えれば、韓国側との交渉用としては2つの事項を隠匿して、特定の韓国側の大臣を買収し、そして交渉の条件としてこれを発議するように要求した可能性が想定される。日本側が実際にこのような陰謀を繰り広げたことは「五大臣上疏文」を通して容易に確認できる。先に提示した「五大臣上疏文」の中の高宗皇帝協商指示説と関連がある部分を提示した中で、(1) のイ)、ウ)、エ) などが、皆これに関した発言に該当する。あらかじめ字句の添削に対する準備をしようと発言したことや（1－イ）、期限を想定しておこう（1－ウ）という提案は全て学部大臣李完用が、皇室の安寧と尊嚴に関する部分（1－エ）は農商工部大臣權重顯が、それぞれ発議したことになっている。「もしやむを得ず（条約締結を）認めるようになれば、この条約の条文の中にも、加筆や削除などの修正ができる非常に重大な事項」に対する事前の準備をしておこうという提案自体が、李完用から出た点が特に注目される。言い換えれば、すなわち、李完用こそが買収の主たる対象であったということである。

要するに、「五大臣上疏文」や「調印始末」は、対外的に協約の合法性を誇示するため、事後に辻褄を合わせたものであり、この目的の下で多くの事実の歪曲と誇張が加えられたことから、記述通りに信じることができる資料ではないのである。「五大臣上疏文」は、すなわち1905年12月8日付で成立した日本側の「調印始末」などの公式記録に合わせて作成した疑いが濃厚である。この点は、五大臣たちが問題の上疏文を上奏する前に、あらかじめ林公使にその内容を見せており事実からも裏付けされる¹⁴。

（次号に続く）

注

- 1 李泰鎮の無効説は不成立説として、「日本の大韓帝国國權侵奪と條約強制」（『韓国史市民講座』19、1996年）に初めて整理されて発表された。この論文が日本語に翻訳されて「韓国併合は成立していない」という題目で日本の『世界』650～651号（1998年7、8月）に掲載されたことにより有効論との論争に発展した。「日韓対話」の形式で進行された論争に提出された諸論文は李泰鎮が韓国語翻訳本を編集し、『韓国併合、成立しなかった』（太学社、2001年）として刊行された。無効論に対しては、海野福寿「論点、日韓間旧条約（1904～10年）の効力をめぐって」『外交史料韓国併合』上（不二出版、2004年）参照。太田修は韓国の「日韓併合条約の不法性」の主張は俞鎮午の「対日講和条約の検討」（東亜日報、1951年7月25日～8月1日に連載）が最初であったことを明らかにした。太田修『日韓交渉—請求権問題の研究』（クレイン発行、平原社発売、2003年）74～75頁。
- 2 原田環「第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗」『青丘学術論叢』24、2004年5月、韓国文化研究振興財団。
- 3 『承政院日記』は、上疏や劄子（簡単な書式の上疏文：訳者註）を要約せずに原本の内容をそのまま整理する一方、『日省録』は、国王が容易に内容を把握できるように

要約するという差異があったという。要約の割合は内容の重要度により20～60%程度の偏差があったという。^{スンジヨ}（朝鮮王朝第23代国王、在位1800～1834年：訳者註）代の場合には、『承政院日記』の文字数を100%とした場合、『純祖実録』は11.3%、『日省録』は62.0%であった。^{ヨンカブス}延甲洙「『日省録』の史料的価値と活用方案」民族文化推進会2004年度定期学術会議『朝鮮後期史の宝庫—『日省録』の新しい照明』発表文、47～48・49頁。

- 4 韓国側記録では5時間という。本論文註38のハーグ万国平和會議に提出するために作成された韓国皇帝特使たちの控訴詞を参照。
- 5 「議政府官制」（1896年9月24日 勅令）1896年 勅令 第一號（奎章閣資料叢書『議案・勅令』（上）、ソウル大学中央圖書館、1991年刊行、326～332頁。「議政府官制」1898年（光武2）6月18日、1898年勅令第十八號（同書408～413頁）、「議政府官制改正件」1904年（光武8年）3月4日、1904年勅令第一號（同書652～653頁）。
- 6 「中樞院官制改正件」1899年8月25日、光武3年勅令第34号（同上書474～475頁）。
- 7 海野福寿「日韓間条約（1904～1910）の効力をめぐって」『外交史料韓国併合』上（不二出版、2003年）13頁から再引用。
- 8 『駐韓日本公使館日記』25、153頁、156頁、附属書 第3号。
- 9 李泰鎮「1876～1910年、韓日間条約締結に関する重要資料整理」李泰鎮他『韓国併合の不法性研究』（2003年、ソウル大出版部）137頁。『日本外交文書』38－1、事項10、文書番号249、伊藤特派大使帰国の件（一）（二）、附記1、第2号、伊藤大使内謁見始末、499～503頁。
- 10 ^{カンソンウン}康成銀『1905年韓国保護条約と植民地支配責任—歴史学と国際法学との対話』（創史社、2005年）100頁。
- 11 『駐韓日本公使館日記』24、376頁。彼はスチーブンソンとともに新協約の英文翻訳を担当したりもした。
- 12 『日本外交文書』38－1、事項11。日韓協約締結並統監府設置の件、259「韓国保護権確立実行に関する閣議決定の件」
- 13 『駐韓日本公使館記録』24、338～339頁。
- 14 『駐韓日本公使館記録』24、489～490頁、(239) 機密第259号、五大臣上疏文奉呈に関する件、明治38年12月22日、林公使桂外務大臣宛。